

総務企画常任委員会

令和4年9月14日（水）

総務企画常任委員会

定例会名 令和4年第3回定例会
招集日時 令和4年9月14日(水) 午前10時
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 藤田 尚美
副委員 長 遠藤 憲子
委員 黒木 のぶ子
" 石原 幸雄
" 市川 圭一
" 諸橋 太一郎
" 北島 登

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本 昌司
総務部長 飯野 喜行
議会事務局長 野口 克己
総務部次長兼人事課長 本多 聡
総務課 橋本 円
税務課長 晝田 典義
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者
書 記 春日 正樹

令和4年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

- 議案第 30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 意見書案第10号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について
- 意見書案第12号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について
- 請願第 2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書

午前9時58分開会

○藤田委員長 定刻前ではございますが、そろいましたので始めさせていただきます。

おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、総務部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、総務課長、税務課長、庶務議事課長であります。書記として、カスガさんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

意見書案第10号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について

意見書案第12号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について

請願第 2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書

以上8件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第30号、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第30号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 総務課の橋本です。よろしく願いいたします。

議案第30号牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、選挙運動用自動車の使用費用と選挙運動用ポスターの作成費用について、市が限度額を定めた範囲内で公費負担とする条例でございます。

本年4月に最近の物価の変動に鑑みまして、国政選挙の公費負担の上限を定めている公職選挙法施行令が改正されましたので、市条例で定めております公費負担について見直しを行い、それぞれ限度額を引き上げるものです。

具体的な限度額といたしまして、自動車使用のうち一般運送契約、こちらは一般乗用旅客自動車運送事業者いわゆるタクシー業者さんと自動車、燃料、運転費を一括して契約する方法になりますが、こちら1日当たり5万5,000円を6万2,000円に、一括契約をしない場合、それぞれ自動車借入れ契約を使用する場合は、1日当たり1万4,300円から1万6,100円に、運転手の雇用に関する契約について、1日当たり1万円を1万2,500円に改正するものです。また、ポスター作成につきまして、現在、ポスター掲示場の数、今現在171か所ございますが、ポスター掲示場の数に550円を乗じた額としているところ、さきの参院選で強風でポスターが飛んでしまったなどの事例がちょっと見受けられましたので、予備分といたしまして、ポスター掲示場の数に1.1倍した数に550円を乗じた額に改正するものでございます。

公布の日から施行するというので、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第30号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 ポスターを貼る箇所171か所ということでありまして、今後、市議会、来年の4月の統一選、市長選におきましては、ポスターを貼る掲示板等が増えるというようなことはなく、ただ、今一つ一つのコストが上がっているための今回の処置というふうに理解してよろしいんですか、その辺確認いたします。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 ポスター掲示場の数につきましては、投票所の数と有権者の数によって定めがございまして、現在のところ大きく人口が変わることはございませんので、現在の171か所は市議会議員選挙においても維持されると考えております。

以上です。

○藤田委員長 以上で、議案第30号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第31号、牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例ついてを議題といたします。

議案第31号について、提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 それでは、総務課橋本です。引き続きよろしく願いいたします。

議案第31号牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

先ほどの議案第30号と同様でございまして、ビラの作成の公費負担について見直しを行いまして、それぞれ限度額を引き上げるものでございます。

具体的な限度額といたしまして、1枚当たり7円51銭を7円73銭に改正するものです。

公布の日から施行ということになります。

よろしく願いいたします。

○藤田委員長 これより議案第31号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

以上で、議案第31号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第32号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第32号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 おはようございます。人事課本多です。よろしくお願ひいたします。

議案第32号牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に基づく人事院規則の改正に準じ、育児休業の取得回数の緩和と非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、柔軟化を図るため条例改正を行い、市職員の育児休業制度を充実させ、育児休業取得の促進を図るものです。

改正内容の1点目ですが、育児休業の取得回数の緩和について、育児休業の取得回数については、現行制度では1回までの取得回数を原則2回まで可能となります。加えて、子の誕生日から57日以内の育児休業について、現行制度の1回から2回まで取得が可能となります。

2点目、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和ですが、非常勤職員の子の出生から57日以内の育児休業の取得要件について、子が1歳6か月に到達した日に任期が満了すること及び引き続き同じ任命権者に採用されないことが明らかでない非常勤職員とする現行制度を、子が出生してから57日間の末日から6月を経過する日までに任期が満了すること及び引き続き同じ任命権者により採用されないことが明らかでない非常勤職員に改めることで、取得できる時期が早まることとなります。

3点目、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化ですが、現行制度では、保育園に入園できない等の理由がある場合、育児休業の開始が1歳、または1歳6か月時点に限定されていたため、夫婦が育児休業途中で交代できませんでしたが、当該期間内における育児休業の開始時点を、1歳到達日に限定しない改正をすることで、夫婦交代での育児休業の取得を可能とするものです。

いずれの改正事項についても、育児休業を取得しやすくすることで、その促進を図ることを目的としており、令和4年10月1日からの施行となります。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第32号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今の御説明では、常勤職員については1回から2回に、それから57日を経過した後も1回から2回にということなのですが、この日数の取り方については、常勤職員については変わらないのか、それと、今回非常勤の方々に同じような育児休業の緩和ということであったんですけども、実際に今までに非常勤の方で該当するような方がいらっしまったのかどうか、その辺をお伺いします。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 お答えいたします。

常勤職員に関しましては、子が3歳に達するまで取得が可能となっております。

非常勤職員に関しましては、今回1歳に達するまでということで、それは変わりません。

非常勤職員、会計年度任用職員になると思うんですが、そちらのほうを取得の実績があるかという話なんですけど、今現在のところ、2名の職員が取得をしております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、非常勤と会計年度の方が該当するということでは、前までは1歳6か月だったのが、今度6か月ということで、保育園入園とかそういうものにも言及しているというところでは、その辺の改善が図られるということで、現在2名の方が該当していらっしゃるということなんですけど、このことによって、会計年度の方々が休業しやすくなるということで、今後ちょっと見通しをどのように見ているのか、その辺を伺います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 今回の取得要件の緩和というところでは、今までは、会計年度任用職員1年という期間がございますけども、それが、次の2年目も採用になった場合の方が取得できるようになってきたものを、1年たたなくても取れるようになるということで、少し取りやすくなるということがございます。

条例を議決いただきましたら、すぐに周知させますので、もちろん会計年度の方にもお知らせする形になりますので、取得のほうは広がっていければいいなというふうには考えております。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 極めて素朴な疑問でちょっと笑われるかもしれませんが、表現を、非常勤職員という言葉をお使いになっているんですが、なぜ会計年度任用職員という言葉に統一しなかったのか、お尋ねをしたいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 こちらのほうは、説明にもありましたけれども、国家公務員のほうの制度の改正に伴うものでございまして、そちらの表現に統一したという形になっています。非常勤職員という言葉で統一させていただきました。

以上です。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、上位法のとおりに改正を行いたい、表現のとおりに行いたいという理解でよろしいんですね。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 今回の改正が、国家公務員の措置に基づいて人事院規則の改正に伴って当市の条例も変えるものでして、非常勤職員といいますと会計年度任用職員のほかにも非常勤特別職ですとか、そういった形で範囲が広がってきますので、今回、非常勤職員という言い方をしていきますのは上位法の絡みがあるということでもあります。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 休暇が取りやすくなったということで、極めて産みやすいという環境を少しずつ整備されていくということは望ましいことだというふうに考えているところですが、会計年度職員と正職員の育児休業中の給料はどのようになっているのか、その辺についてお聞きしたいと思います

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 休業の期間ということによろしいですか。

先ほど申し上げましたが、常勤職員は子が3歳に達するまで取ることが可能です、育児休業を。非常勤職員に関しましては、子が1歳に達するまでというのが原則となっております。

○黒木委員 すみません、その辺の表現のあれがちょっと聞き取りづらかったんですけども、給料ではなく所得補償です。改めまして所得補償のほうはどうなってるのかということです。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 育児休業に関しましては、無給の休暇となっておりますので、所得補償というところは、このお休みというところでの保障はございません。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 常勤職員に関しましても所得補償はゼロというふうに理解しているのかどうかその辺をお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 休暇そのものは無給なんですけれども、共済等から保障されるものがございます。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 共済のほうから保障されるというけれども、全額補償なのかそれとも何割か補償なのかというその辺につきましてはどのような算出になっているかお聞きします。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 細かな割合はちょっとごめんなさい。今申し上げられませんが、全額ではございません。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 会計年度のほうの、同じく所得補償はどうなってるのかということで、もし、今、それがなければ、後で結構ですのでお願いします。

○藤田委員長 答弁求めますか。

○黒木委員 求めますよ。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 申し訳ございません。非常勤職員、会計年度のほうですね、それではちょっと今手元にございませんで、お調べして後でお示いたします。

○藤田委員長 ほかにございませんか。北島委員。

○北島委員 育休について、例えば、昨年度の取得率というのは男女それぞれでどのくらいか、お分かりでしょうか。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 昨年の実績ということではないんですが、今現在でお休みしている方の人数は申し上げますのでお答えいたします。育児休業が5名、いずれも女性となっております。男性のほうは過去に2名取った者がございますが、近年ではちょっといらっしゃらないですね。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 その5名は正規の職員と非常勤とそれぞれ何名でしょう。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 5名のうち3名が常勤職員、2名が会計年度任用職員となっております。

○藤田委員長 よろしいですか。

以上で、議案第32号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第33号、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第33号について、提案者の説明を求めます。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 引き続き、人事課本多です。よろしくお願いいいたします。

議案第33号牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

地方公務員等、共済組合法の改正に伴うに伴いまして、共済制度の適用範囲が拡大されました。令和4年10月1日から厚生年金及び健康保険の適用対象者である非常勤職員を組合員とし、医療保険である短期給付と人間ドック、貯金等の福祉事業を適用することとなります。これにより、現在協会健保に加入している会計年度任用職員及び再任用職員は、茨城県市町村職員共済組合または公立学校共済組合へ加入となります。

共済組合に加入することで、現在の共済組合員と同様に、貯金事業や貸付け事業を利用できるようになるため、報酬から控除できるように条例を改正するものでございます。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第33号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 会計年度職員の給与に関する条例改正ということなんですが、現在まで対象者になる会計年度職員は何人ぐらいいらっしゃるのか伺います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 市町村職員共済組合のほう、再任用職員含めまして303名、公立学校職員共済組合のほう、48名となっております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、現在の報酬から貯金等が差引きする手続ができるということなんですが、皆さんに対する周知の方法、それはどういうふうにされるのか、伺います。

○藤田委員長 総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 条例の議決があつてからにはなるんですけども、既に8月に予定がされていることは庁内のメール等では周知しております。

○藤田委員長 以上で、議案第33号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第34号、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第34号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 税務課晝田です。よろしくお願いいたします。

議案第34号牛久市税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和4年度税制改正により、地方税法等が改正されたことに伴い、牛久市税条例等の一部を改正するものになります。

令和4年度税制改正につきましては、既に令和4年4月1日施行分に限り専決処分により市税条例の改正を行っておりますが、このたびの改正は4月1日以後の施行分について行うものになります。

今回の主な改正内容ですが、個人市民税についての改正になります。

1点目ですが、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期間の延長についてになります。住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に入居する所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除できなかった額を控除限度額の範囲内で個人市民税の額から控除することとなります。

施行日は令和5年1月1日、令和5年度以後の個人市民税について適用となります。

この措置による減収額につきましては、全額国費で補填されることとなります。

2点目ですが、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一についてです。

現在、所得税と個人市民税において、異なる課税方式の選択が可能なところ、所得税と個人市民税の課税方式を一致することといたします。

こちらの施行日は令和6年1月1日、令和6年度以後の個人市民税についての適用となります。

その他の改正項目につきましては、今年度の税制改正により市税条例において引用している徴税法が改正されたことによる条項や文言の整理となります。

以上となります。

○藤田委員長 これより議案第34号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 今、皆さん物価高騰の折から住宅ローン等を抱えている取得者の場合、大変であろうと思うんですが、この場合、新築だけが適用されるのか、例えば中古住宅を取得したとかリフォーム等なんかについてもどのようになっているのか、その辺をちょっと詳細にお聞きしたいと

思います。

以上です。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 お答えします。まず、中古住宅ですが、こちらのほうも新築と同様に住宅ローン控除は適用となります。ただ、取得後のローン控除の適用の期間については、中古については10年間、通常新築の住宅については13年間に今回の改正でなるんですが、10年間の適用ということになります。

もう一点の改築につきましても、増改築ともに適用になります。こちらについては、同じようにローンをまず組んでないといけないんですけれども、増改築に要した費用が、例えば100万円以上かかっている、補助金等の適用があればそれを差し引いた残りが100万円等であるとか、あとは、当然居住を目的としていることというようなことが、基本的には新築の場合と同じような要件プラス今の省エネの改修であるとかバリアフリーの改修であるとか、そういった要件が細かいものいろいろあるんですけれども対象にはなりません。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 住宅ローンの控除が令和4年で終わるのが7年になった、3年延びたということ、先ほど課長の答弁でも新築の場合は13年ということは分かりました。このことによって、所得税から引けない方を個人市民税のほうから引くということなんですが、現在までに、このことによって市税への影響というのがどういうふうに考えているのか1点伺います。それと、住宅ローンを組んでも、例えば控除の対象にならないという事例があるのかどうか伺います。住宅ローンで例えば平米数とかそういうものによって、控除の対象にならないというのちょっと聞いたことあるんですが、その辺がどうなのか伺います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 お答えします。

まずは、適用の実績ですが、今年度令和4年度分の実績になります。適用の対象者数が1,893人、市民税から控除した額が約7,900万円となっております。こちらのうち、令和3年中に入居した方、新しく入居された方は194名、その方の控除額が約980万円となっております。

もう一点のローンを組んで対象外になる方、ローンの対象になる要件として、まず住宅の床面積が50平方メートル以上という要件があるので、面積が小さいと対象にならない。あとは、控除を受ける方の所得の要件がありまして、今回の改正でローン控除を受ける年の所得が2,000万円以下と改正になったんですが、これまでは3,000万円以下の方々、それ以上所得のある方はローン控除を受けられないということになっています。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 先ほどの御説明の中で、こういう場合、影響額については全額国費だということ

となんです、国費でこの減収分については対応ということなんです、先ほどのお話だと令和3年度のお話でよかったんですね、実績ということで。今後、やはりこういうふうに住宅ローンの控除ということを進めていく国の制度をもちろんそうなんですけれども、牛久でも新築家屋が少しずつ増えてたり、今後、ひたち野地域にも市街化ということで関わってくるということを見ると、やはりこういう制度というのは人口を呼び込む有効な一つかなというふうに考えるわけなんです、やはり住宅ローンを組むということは、ある程度の収入、所得が保障されないことにはできないということで、ローンの対象の要件、先ほどの住宅では50平米以下はローンを組んでいても対象にならないとか、それから、所得要件が2,000万円までローンの金額になったということの要件のほかに、何かもう少し。収入ですか、収入要件ですね、年収の要件のことでいいですか。はい、分かりました。年収の2,000万以下ということでは、大変これに該当するという方がなかなか厳しいようなことも見受けられるんですが、今後、住宅ローンを組む、人口を呼び込むという中でも制度のことの周知を、先ほどは伺ったので私たちはよく分かるんですが、こういう制度の周知について、市のほうではもう少し詳しく説明が必要ではないかなと思いますが、その辺をどういうふう考えていくのか伺います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 制度の周知の方法ということなんです、今現在、うちの税務課で対応させていただいてるのは、税制改正については、その年度ごとに市民の皆様に影響が大きそうな項目をまずホームページ、こちらを利用していただいて周知を行っております。あとは、確定申告の時期が近づいてきた場合には、確定申告の御案内を広報し、同じようにホームページで申告の期間であるとか、こういった内容で持ってきてもらいたい書類、もちろん住宅ローン控除の場合にはこういった書類が必要でありますとか、そういったような御案内を差し上げております。

○藤田委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 愚問で大変申し訳ないんですけども、住宅ローンの控除ということで、ローンを組んだ方の控除だと思うんですが、一括で買った人の何かそういった控除というのはあるんですか。まれだと思うんですけども、その点についてちょっと伺いをいたします。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 今、委員が御質問いただいたとおり、ローンを組んでいないと、しかも期間が10年を超えるというのが今回のローン控除なんです、例えば、ローンを組んでいなくても認定長期優良住宅という建物をちょっと前ですと100年住宅とかそういったものの場合については、ローンを組んでいなくても、その年の分だけになってしまうんですけども要件を満たすと所得で住民税の控除を受けられるという制度もあります。ただこれは、年数が10年とか13年とかという長い期間ではなくて、その年、控除額が少し残っていれば翌年というものもございませぬ。

○藤田委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。総務部次長兼人事課長。

○本多総務部次長兼人事課長 すみません。先ほど黒木委員の御質問ございました、こちらの答

弁としてなかった部分をお答えしたいと思います。

育児休業、手当金というものが休み自体は無給なんです、その手当金のほうが支払われるんですけども、その割合ですね。標準報酬日額の100分の67が休業期間の180日までは支払われます。それ以降に関して100分の50という形になっています。これは会計年度任用職員も同じです。

会計年度任用職員の適用に関しましては、市の職員のほうが市町村共済組合から支払われるのに対しまして、会計年度任用職員はハローワークから雇用保険財源のほうから支払われる形になります。

以上です。

○藤田委員長 続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました執行部提出議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第30号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。御苦労さまでした。

次に、意見書案第10号、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第10号について意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、意見書案第10号についての意見を終結いたします。

次に、意見書案第12号、安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出についてを議

題といたします。

意見書案第12号について意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この意見書案第12号なのですが、今、国民の間で国葬の実施に対しましても賛成、反対の意見などが多数出されております。牛久市議会の意思として、意見書案の内容のとおり示すべきと考えます。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

以上で、意見書案第12号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、討論を終結致します。

これより、付託されました意見書案につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、意見書案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案に対して裁決いたします。委員長は、否と裁決いたします。

よって、意見書案第12号は否決されました。

次に、請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

請願第2号について、意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 このインボイス制度なんですけれども、来年の10月から今までの免税業者も課税業者にならなければ、この制度の問題に供しないということで、牛久でいえばシルバー人材センター、ここも影響が出てきます。シルバーさんのほうに少しお話を伺うことができたんですけれども、来年の10月の対応についてはせざるを得ないということ、それと会員さんに対する支払い単価や事務手数料、こういうものをどうするか、やっぱりもういろいろと今考えているということのお話も伺うことができました。

それで、今、このインボイスに入らない場合、やはり事業が継続をできないとか、それからやっぱりこのことによりまして、いろいろなところにも影響が出るということで、来年の10月ということで、3月にはいろいろと税務署にその申請をするなど、いろいろ事務が今、押しているということでございます。消費税というのがもともといろいろな問題を抱えておりまして、そういうところでは、私どもは消費税のこのインボイス制度、この実施の中止を求める意見書というのは、やはり各機関に提出をしてやるべきだというふうに考えております。

○藤田委員長 ほかにございませんか。石原委員。

○石原委員 本請願の提案理由をよく読んでみますと、内容的にインボイス制度の趣旨や目的というものをよく理解をしていないのではないかと捉えられる表現や、いま一つ制度の目的や内容を履き違えているのではないかと取られる表現がかいま見られますので、この請願については反対を表明したいと思います。

以上でございます。

○藤田委員長 討論ですね、それは。御意見ではなく。今、意見を。意見ですか、はい。

以上で、請願第2号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。北島委員。

○北島委員 このインボイス制度、消費税を今まで課税対象でなかった個人事業主だとか、先ほど副委員長から話がありましたシルバー人材センターの会員さん、この会員さんも対象になってくるわけです。その事務手数料は大きな負担になるというだけではなくて、既存の取引から排除される可能性がある。インボイスを適正な何とかという、ちょっと今、度忘れしましたが、インボイスの請求書を書けなければ排除される。つまり、非常に零細な事業者がそういうことになる、個人事業者それからフリーでいろいろやっている職業の人だとか、こういうもともと厳しい環境で仕事をしている人たちがさらにこういう負担をかけられるというのは、やっぱりやるべきではないというふうに思います。ですので、これは賛成というふうに思います。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 先ほど遠藤副委員長のほうからも御発言があったように、本当に適格請求者になるには来年3月31日までにその申請をしなければならないということでありまして、その執行期間が来年の10月1日というふうになっているわけですがけれども、ほぼ牛久の事業体というかそういうものを含めると、今まで免除された消費税1,000万以下の収入の人たちは免除されていたわけですが、今後そういう方たちが牛久の大方を占めるその事業者が対象者になるということは、極めてこのコロナの時期でもありますし、その中で疲弊した中で、またさらにいろんな事務処理とかそういうものが付加されるわけですから、やはりこれは賛成すべきと考えているところです。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

以上で、討論を終いたします。

これより、請願第2号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○藤田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案に対して裁決いたします。委員長は否と裁決いたします。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤田委員長** 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は、委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時47分閉会